



## 医療機関版

## NEWS LETTER

2021年4月号

株式会社シナジス / 社労士事務所シナジス

大阪府大阪市中央区難波4-1-15 近鉄難波ビル  
TEL : 050-3645-7807 / FAX : 06-7635-8250

## Topic

## 「同じ仕事なら同じ待遇」へ 4月から

昨年施行された「同一労働同一賃金」。4月からいよいよ、クリニックや薬局も対象となります。正職員とパートが同じ仕事・責任の場合、これからは「パートさんだから…」という理由で待遇差を設けることは認められません。



## 正職員とパート、待遇は同じ??

「同一労働同一賃金」は、「仕事の内容が同じ労働者には、正規・非正規の雇用形態が異なっても、同じ賃金を支払うべき」という考え方。働き方改革の一環で法律が整備されました。

この4月からはクリニックや薬局を含む全事業主に対象が拡大されます。賞与や各種手当が支給されていない理由を「パートさんだから」と説明すると、不合理な待遇差と判断されることがありますので、待遇差がある場合は、3月末までに次の2つの対策をお済ませください。

## 対策その① 不合理な待遇差の解消

同じ仕事や責任にも関わらず、正職員とパートで待遇が異なる場合は、「不合理な待遇差」として是正を求められることがあります。賃金だけでなく、休暇、福利厚生、教育訓練等のあらゆる待遇が対象です。

## 対策その② 説明できるように準備を

更に4月から、パート等の非正規職員は、正職員との待遇差の内容や理由について、事業主に説明を求めることができるようになります。待遇差があるときは、きちんと説明できるよう、

関連規定や判断基準を整備しておきましょう。

## ● 問題となる待遇、問題とならない待遇の具体例

正職員のみ、勤務年数に応じた昇給がある	×
正職員のみ、貢献度に関係なく賞与が支給される	×
労働時間が短いパートには、時間に比例した賞与を支給している	○
同じ役職でも、正職員には役職手当が支給されるが、パートには支給されない	×
正職員には定期券代相当の通勤手当を支給しているが、出勤日数の少ないパートには日額の交通費相当の通勤手当を支給している	○
定期健康診断の受診について、正職員は有給扱いとなるが、パートは欠勤(無給)扱いとしている	×
勤務が週2日以下のパートには、他の職員と同様の慶弔休暇は付与せず、勤務日の振替による対応を基本としている	○
○:問題とならない待遇 ×:問題となる待遇	

厚生労働省のガイドラインにさまざまな具体例が示されていますので、併せてご参照ください。施行まで後わずか。まだ対応がお済みでない場合は、早急に整備を進めてください。

参考：  
厚生労働省「同一労働同一賃金ガイドライン」<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190591.html>

## かかりつけ医がいる人の割合

コロナ禍の現在、発熱や咳などが気になる方は少なくないと思われます。このような時、かかりつけ医がいれば、症状について相談ができ、不安を軽減することができます。ここでは、かかりつけ医がいる人の割合などに関するデータをみていきます。

### かかりつけ医がいる割合は45%

厚生労働省が2020年10月に発表した調査結果※によると、かかりつけ医（健康に関することを何でも相談でき、必要な時は専門の医療機関を紹介してくれるような身近にいて頼りになる医師）がいると回答した割合は45.0%でした。いないとした割合は45.6%、わからないとする割合は9.5%でした。なお、かかりつけ医がいる45.0%の内訳は、1人いるが34.1%、2人以上いるが10.9%でした。

### 2人以上の世帯でいる割合が高い

かかりつけ医の有無を、世帯の種類別にまとめると下グラフのとおりです。単身世帯はかかりつけ医がいる割合は40%未満ですが、その他の世帯では40%を超えています。特に夫婦のみ世帯、三世帯世帯では50%超となっています。

### 65歳以上で60%を超える割合に

次に、かかりつけ医の有無を年代別にまとめると、下表のとおりです。

年代別かかりつけ医の有無(%)

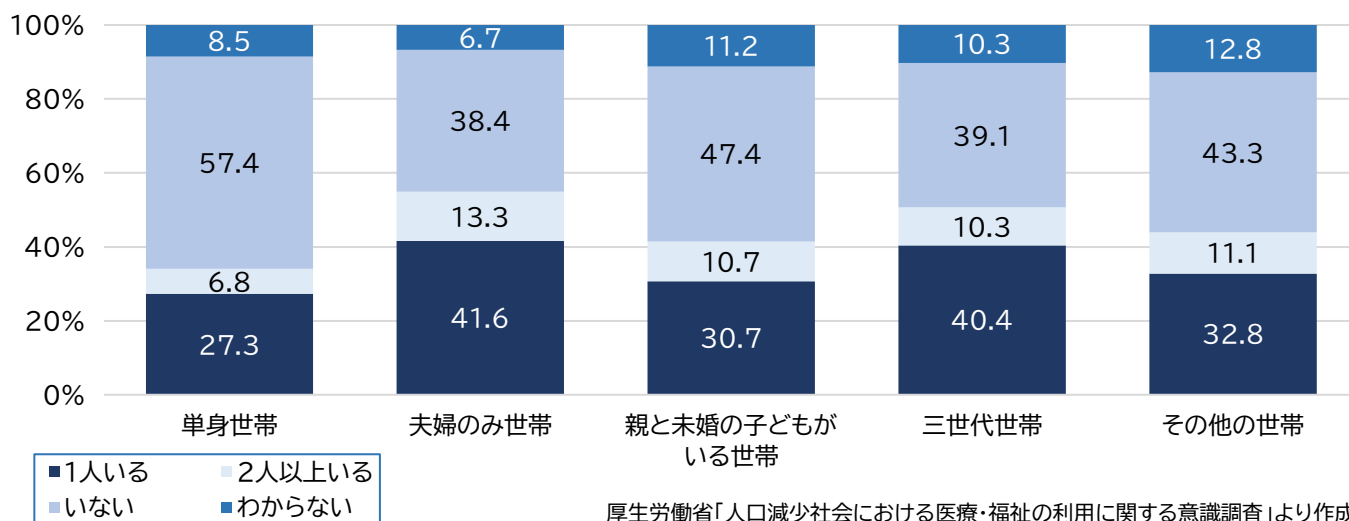
	1人いる	2人以上いる	いない	わからない
18歳～44歳	23.0	7.7	55.7	13.7
45歳～64歳	31.8	10.3	49.4	8.4
65歳以上	49.7	15.3	29.7	5.4

厚生労働省「人口減少社会における医療・福祉の利用に関する意識調査」より作成

44歳以下では、かかりつけ医がいる割合は30%程度、45歳～64歳でも40%程度です。65歳以上になると、65%と半数を超えました。年齢が高くなると医療機関を受診する機会が増えることから、かかりつけ医がいる人も増えてくるものと思われます。

貴院には、自院をかかりつけ医と考えている患者はどの程度いらっしゃるでしょうか。

世帯の種類別かかりつけ医の有無(%)



※厚生労働省「人口減少社会における医療・福祉の利用に関する意識調査」

18歳以上の男女3,000人を対象に、2019年12月6日～12月13日に行われた調査です。割合は四捨五入の関係で100にならない場合があります。詳細は次のURLのページから確認いただけます。[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_14222.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14222.html)

## 医療機関でみられる 人事労務Q&A



### 『退職した職員からの未払い残業代請求』



先月退職した職員から内容証明の郵便が届きました。内容は、「在職時に受け取っていない残業代があるため、追加で支払って欲しい」というものでした。タイムカードで労働時間を管理し、その記録に従って残業代を支払っているため、未払い残業代はないと認識していますが、どのように対応すればよいのでしょうか？



未払い残業代を主張する根拠を確認し、未払いのものがあれば、追加の支払いが必要になります。今後、同じことが起こらないように、実際の手順を確認し、問題があれば改善しましょう。

#### 詳細解説：

##### 1. 残業代の請求根拠の確認

まずは退職者に、未払い残業代があると主張している根拠を示してもらいましょう。



例えばタイムカード以外で労働時間が記録されている資料があれば、その資料を送ってもらい、示された資料をもとに、その時間について労働をしていたかを精査します。精査に時間がかかるようであれば、時間の猶予をもらい、回答の日時を伝えます。

なお、未払い残業代の時効は、2020年3月31日までに支払うべきものは2年であり、2020年4月1日以降に支払うものから3年に延長されています。

##### 2. 問題が生じやすいケース

未払い残業代が請求される原因には、労働時間管理における説明不足や誤った運用があります。

例えば、始業前に職員が自主的に任意参加の勉強会を開催していたところ、時間の経過とともに強制参加のような勉強会になっており、参加しなければ業務に支障が出てくるようなケースです。勉強会や研修はその内容か

ら、労働に該当するのかを事前に確認し、労働ではないとする場合には、誤解のないように説明することが求められます。

また、36協定で1ヶ月の上限時間を30時間として締結し、この内容を遵守するために残業時間を30時間までしか付けられないと管理者から言われ、タイムカードを打刻し再び業務を行っているということがあります。36協定の内容を遵守することは重要ですが、仮に36協定で締結した時間数を超える残業を行ったときであっても、超えた時間数の残業代の払いが必要です。

そもそもこのような運用が行われていないかを確認し、運用に問題があれば、適正に労働時間を申告するように職員と管理者に説明を行い、場合によっては36協定で締結している時間数を変更する（長くする）などの対応が求められます。

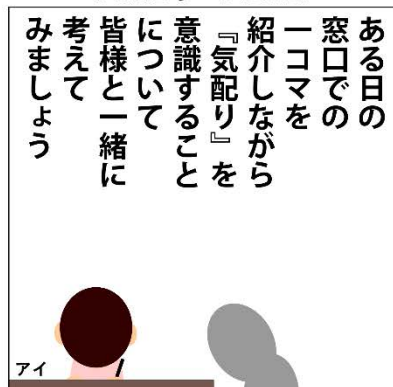
退職者から未払い残業代の請求があった際、対応を放置しておく、退職者との関係がこじれ、解決に時間を要することがあります。誠実に対応するとともに、請求に至った原因をみつけ、改善を進めましょう。

# 事例で学ぶ 4コマ劇場 今月の接遇ワンポイント情報

## 『 気配りの意識 』



### 気配りの意識



## ワンポイントアドバイス

事例のアイさんのように、仕事に集中すると周りが見えなくなるのは、誰しもあることだと思います。

ですが、アイさんがいるのは、窓口（受付）です。

受付スタッフとして本来すべき対応は、何でしょうか。

それは、受付スタッフ側が患者様に気を利かせる対応です。いわゆる“気配り”をすることです。

“気配り”とは、気配(けはい)を感じて行動をすること

決して、患者様に気を遣わせ、先に声を掛けてもらってから対応することではありません。

自分のことだけで精一杯になっていると、周りの気配を感じることはできません。どんなに忙しくとも、意識の中に周りを気遣うことを置いておくこと、それが秘訣です。

意識をして行動することを繰り返せば、いつしかそれが当たり前という無意識の行動パターンに落ちていきます。

自分で意識してトレーニングを行えば、感受性はより豊かになるでしょう。

どんなに忙しくても、周りを感じ、相手を感じ、素早く行動できる力を身につけ、患者様を心から気持ち良くお迎えしたいですね。